

介護老人福祉施設花友いちほら

利用料のご案内

利用料の負担軽減

○特定入居者介護サービス費（特例減額措置）

食費や居住費の具体的な負担額は入居者と施設との契約によることが原則ですが、所得の低い方には負担限度額が設けられています。（別表参照）

○介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の1割または2割が入居者負担となっていますが、世帯で負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、当施設では受領委任払制度を実施しており、高額サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額支払うこととなります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

入居者負担区分		1か月の上限額
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	24,600円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	37,200円
現役並み所得	世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおられる方	44,400円
	ただし、以下のいずれかにあてはまる方は、申請することにより右記の金額となります。 ・世帯に第1号被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円未満の場合 ・世帯に第1号被保険者が2人以上の場合で収入額の合計が520万円未満の場合	37,200円

別表1-1

介護老人福祉施設 花友いちほら 施設サービス利用料

① 介護サービス利用料

要介護状態区分		入居者負担額	
要介護1	654円/日	31日間	20,247円
要介護2	722円/日	31日間	22,385円
要介護3	797円/日	31日間	24,685円
要介護4	866円/日	31日間	26,823円
要介護5	935円/日	31日間	28,962円
加算項目			
栄養マネジメント加算		1日につき	15円
日常生活継続支援加算		1日につき	48円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)		1日につき	19円
初期加算	入居日より30日限度、又30日を超える病院、診療所への入院後に再入居した場合も同様	1日につき	32円
入院・外泊時加算	入院日翌日から、又は外泊2日目から月に6日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大12日まで算定	1日につき	257円
経口維持加算(Ⅰ)	計画作成日から起算して6月を限度として算定。(但し医師による継続の指示等により、以降も算定あり得る。)	1月につき	418円
経口維持加算(Ⅱ)	計画作成日から起算して6月を限度として算定。(但し医師による継続の指示等により、以降も算定あり得る。)	1月につき	105円
看取り介護加算	死亡前30日を限度として、死亡月に算定	・死亡日以前4～30日 1日につき	151円
		・死亡日の前日、前々日 1日につき	711円
		・死亡日	1,338円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月当たりの総単位数の 5.9%×10.45円	左記金額の1割/月
看護体制加算（Ⅰ）		1日につき 5円
口腔衛生管理体制加算		1月につき 32円
口腔衛生管理加算		1月につき 115円
常勤の医師の配置加算		1日につき 27円
看護体制加算（Ⅱ）		1日につき 9円
個別機能訓練加算		1日につき 13円
精神科医による療養指導加算		1日につき 6円
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	入居日より7日を限度として算定	1日につき 209円
障害者生活支援体制加算		1日につき 28円
療養食加算		1日につき 19円
経口移行加算	計画作成日から起算して180日を限 度として算定。(但し医師による継続の 指示等により、以降も算定あり得る。)	1日につき 30円
退所前訪問相談援助加算	入居中1回を限度として算定	1回につき 481円
退所後訪問相談援助加算	退居後1回を限度として算定	1回につき 481円
退所時相談援助加算	1回を限度として算定	1回につき 418円
退所前連携加算	1回を限度として算定	1回につき 523円
在宅復帰支援機能加算		1日につき 11円
認知症専門ケア専門加算（Ⅰ）		1日につき 4円
認知症専門ケア専門加算（Ⅱ）		1日につき 5円
在宅・入所相互利用加算	3月を限度として算定	1日につき 42円
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）イ		1日につき 19円
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）ロ		1日につき 13円
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）		1日につき 7円
サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）		1日につき 7円
若年性認知症入所者受入加算		1日につき 126円

別表 1-2

② 食費

利用者負担段階		入居者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給されている方など	300円/日	31日間 9,300円
【第2段階】 市民税世帯非課税で 合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など	390円/日	31日間 12,090円
【第3段階】 市民税世帯非課税で 第1段階、第2段階に該当されない方など	650円/日	31日間 20,150円
【第4段階】 上記に該当されない方	1,500円/日	31日間 46,500円

③ ユニット型個室居住費

利用者負担段階		入居者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給されている方など	820円/日	31日間 25,420円
【第2段階】 市民税世帯非課税で 合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など	820円/日	31日間 25,420円
【第3段階】 市民税世帯非課税で 第1段階、第2段階に該当されない方など	1,310円/日	31日間 40,610円
【第4段階】 上記に該当されない方	3,000円/日	31日間 93,000円

※月途中の入退居及び入院、外泊等の場合は、日割り計算でいただきます。

※入居契約されている途中の入院中居住費はお支払いいただきます。

別表 1 - 3

④ その他

金品管理料金	施設で金品（有価証券、預金通帳とその印鑑等）を管理する場合	月額 3,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで50円/日 3機種目から1機種につき10円/日を 加算
理美容代		実費
お菓子代		80円/日
飲み物代		20円/日
喫茶代		実費
その他入居者の 個人的な買物	衣類、日用雑貨等	実費
教養娯楽費	希望するサークル活動や行事の材料費	実費
個別外出費		実費
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を施設に依頼したとき	1回 5,000円

⑤ 介護老人福祉施設花友いちほら 施設サービス利用料金 合計金額

① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円

① + ② + ③ + ④ = ⑤ 円 (施設サービス利用料)

花友いちほら入居者の利用料の概算について

・第1段階

介護サービス費	15,000円（負担限度額上限）
食費	9,300円（1日300円×31日）
居住費	25,420円（1日820円×31日）
合計	<u>49,720円</u>

・第2段階

介護サービス費	15,000円（負担限度額上限）
食費	12,090円（1日390円×31日）
居住費	25,420円（1日820円×31日）
合計	<u>52,510円</u>

・第3段階

介護サービス費	24,600円（負担限度額上限）
食費	20,150円（1日650円×31日）
居住費	40,610円（1日1,310円×31日）
合計	<u>85,360円</u>

・第4段階（1割負担）

介護サービス費	27,821円（要介護3）～32,350円（要介護5）・・・加算込
食費	46,500円（1日1,500円×31日）
居住費	93,000円（1日3,000円×31日）
合計	<u>要介護3 167,321円</u>
	<u>要介護4 170,250円</u>
	<u>要介護5 171,850円</u>

・第4段階（2割負担）

介護サービス費	37,200円もしくは44,400円（負担限度額上限）
食費	46,500円（1日1,500円×31日）
居住費	93,000円（1日3,000円×31日）
合計	<u>176,700円もしくは183,900円</u>

上記の料金に、医療費、電気利用料金、理美容代、お菓子代、飲みもの代、日用品代、サークル活動費、外出費などを加えた額が1か月の利用料となります。